### 令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動 実施状況調査の結果(概要)

令和5年11月28日

## 目次

調 査 概 要	■ コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要	1
集計データ	<ul> <li>□コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況</li> <li>□コミュニティ・スクールの導入率</li> <li>□コミュニティ・スクールの導入率(3か年の推移)</li> <li>□コミュニティ・スクールの導入状況-自治体数-</li> <li>□コミュニティ・スクールの自治体導入率</li> <li>□コミュニティ・スクールの自治体導入率</li> <li>□コミュニティ・スクールの自治体導入率(3か年の推移)</li> <li>地域学校協働本部の整備状況-学校数-</li> <li>地域学校協働本部の整備率</li> <li>地域学校協働活動推進員等の内訳</li> <li>地域学校協働活動推進員等の配置状況(自治体配置率)</li> <li>地域学校協働活動推進員等の配置状況(1校当たり配置人数)</li> <li>□コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況</li> <li>『類似の仕組み』の実施状況</li> <li>『類似の仕組み』の実施状況(3か年の推移)</li> </ul>	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
参考事例	■ CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現(茨城県牛久市) ■ CSを活用した不登校対策の取組(北海道登別市) ■ CSと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進(岡山県浅口市) ■ 専門高校におけるCSを活用した産学官の連携(広島県)	17 18 19 20

### 令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要

調 査 基 準 日 特に指定がない場合、令和5年5月1日

調 査 対 象 都道府県及び市区町村教育委員会(学校組合を含む)

調 査 方 法 都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収。指定都市教育委員会につ いては、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収。

- 主な調査項目 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況
  - 地域学校協働本部の整備状況
  - 地域学校協働活動推進員等の配置状況 等

- 調査対象校種 幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)
  - 小学校
  - 中学校
  - 義務教育学校
  - 高等学校
  - 中等教育学校
  - 特別支援学校

#### 備

- 考 令和5年度学校基本調査の結果(速報値)における公立学校を対象とし、 本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。
  - なお、学校基本調査と同様、以下の扱いとしている。
    - ※ 本校と分校は分けて回答する。
    - ※ 定時制・通信制の学科がある学校は全学科で1校として回答する。
    - ※ 分教室は回答の対象としない。

### コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和5年5月1	Е
時占	

校種	学校数	コミュニティ	・スクール	地域学校協働本部		
1人1主	丁仪奴	導入校数	導入率	整備校数	整備率	
幼稚園	2,437園	341園	14.0%	510園	20.9%	
	(3,060園)	(325園)	(10.6%)	(612園)	(20.0%)	
小学校	18,437校	10,812校	<b>58. 6</b> %	13,487校	<b>73.</b> 2%	
3 3 124	(18,619校)	(9, 121校)	(49.0%)	(13, 160校)	( <b>70. 7</b> %)	
中学校	9,010校	5, 167校	<b>57.</b> 3%	6,173校	<b>68.</b> 5%	
1-1-1	(9,061校)	(4, 287校)	(47.3%)	(5,976校)	(66.0%)	
義務教育学校	202校	152校	<b>75. 2</b> %	152校	<b>75.</b> 2%	
我仍我用丁仅	(159校)	(111校)	(69.8%)	(120校)	(75.5%)	
高等学校	3,449校	1, 144校	<b>33. 2</b> %	581校	<b>16.8</b> %	
同寸寸仪	(3,482校)	(975校)	(28.0%)	(494校)	(14.2%)	
中等教育学校	35校	8校	<b>22.9</b> %	<mark>4</mark> 校	<b>11.4</b> %	
<b>一一一大村</b>	(34校)	( <b>7</b> 校)	(20.6%)	(4校)	(11.8%)	
特別支援学校	1,117校	511校	<b>45.7</b> %	<b>237</b> 校	21.2%	
付加义液于似	(1, 103校)	(395校)	(35.8%)	(202校)	(18.3%)	
合計	34,687校	18, 135校	<b>52.</b> 3%	21, 144校	61.0%	
百計	(35,518校)	(15, 221校)	(42.9%)	(20,568校)	(57.9%)	

※ 括弧内は令和4年度の調査結果 2

### コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和5年5月1日 時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数: 18,135/34,687校 (教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数) 全国の公立学校のうち、52.3%がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数 10,000 15,000 20,000 H17.4.1 H19.4.1 H21.4.1 前年度から H23.4.1 2.914校增 H25.4.1 (導入率**9.4**ポイント増) H27.4.1 306 3,600 5,432 7,601 H29.4.1 R1.5.1 9,788 R3.5.1 都道府県別導入割合 75%以上 50%以上 25%以上 25%未満 ※沖縄県は地図を拡大しています。 の規定に基づ、学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づ き教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とその ために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

#### ▶ 校種別導入校数の推移



小学校 10,812/18,437校



中子校 5 167/0 010<del>1</del>次



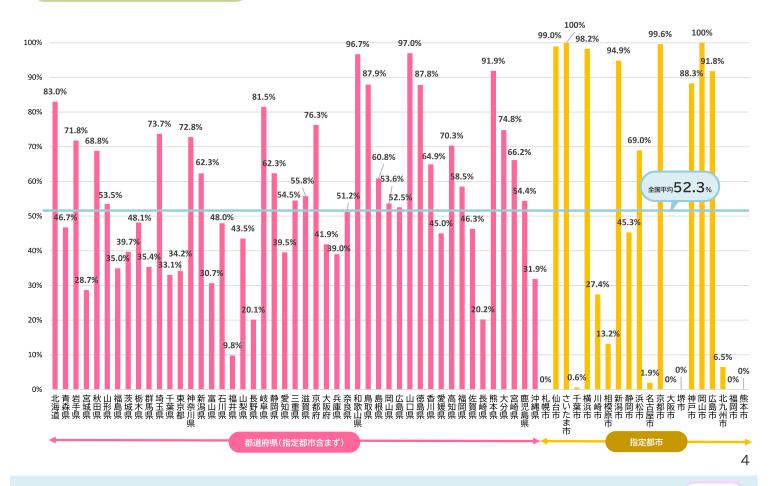
高等学校(中等教育学校含む)
1, 152/3, 484校



特別支援学校



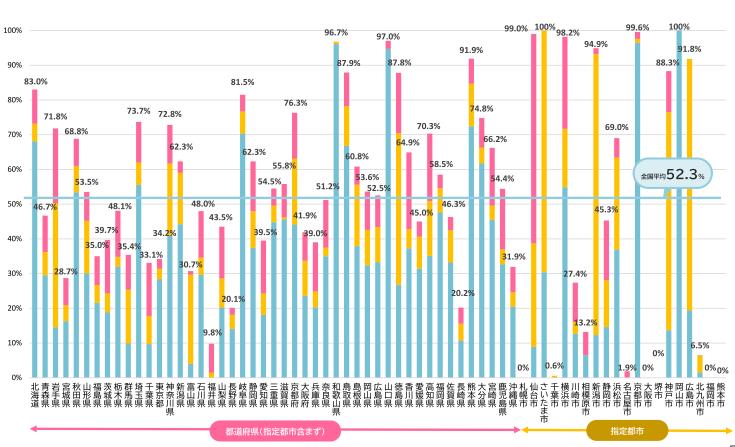
#### 都道府県•指定都市別/全学校種



## コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

各年度とも 5月1日時点

### 都道府県•指定都市別/全学校種

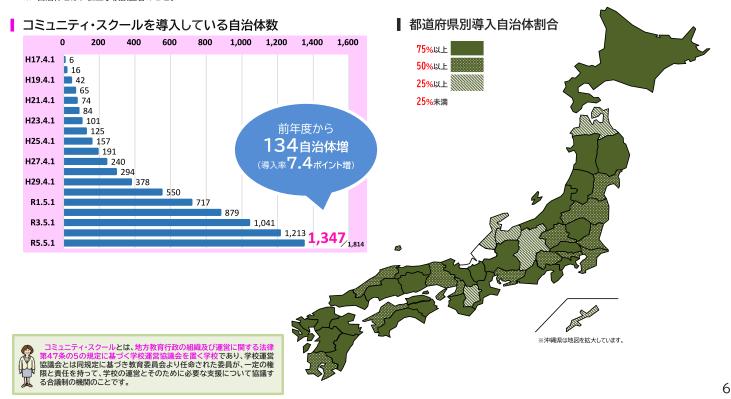


### コミュニティ・スクールを導入している自治体数:1,347自治体

(38都道府県、15指定都市、1,277市区町村、17学校組合)

全国の自治体のうち、74.3%がコミュニティ・スクールを導入

※ 自治体とは、公立学校設置者のこと。



## コミュニティ・スクールの自治体導入率

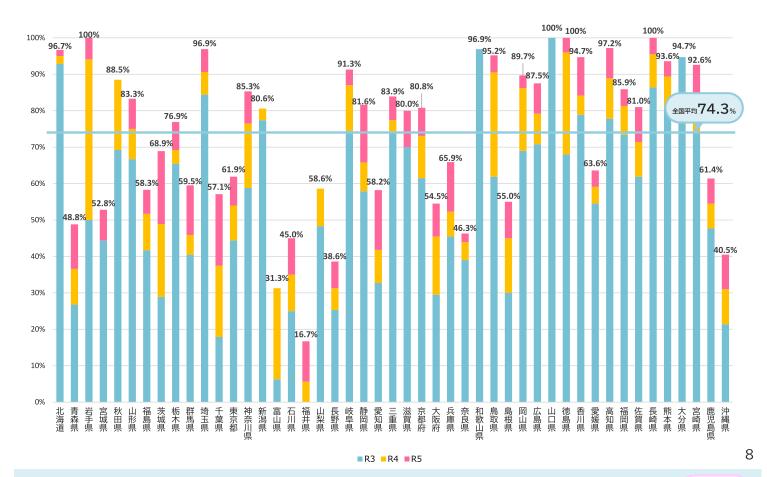
令和5年5月1日 時点

### 都道府県別(指定都市含む)/全学校種



#### 各年度とも 5月1日時点

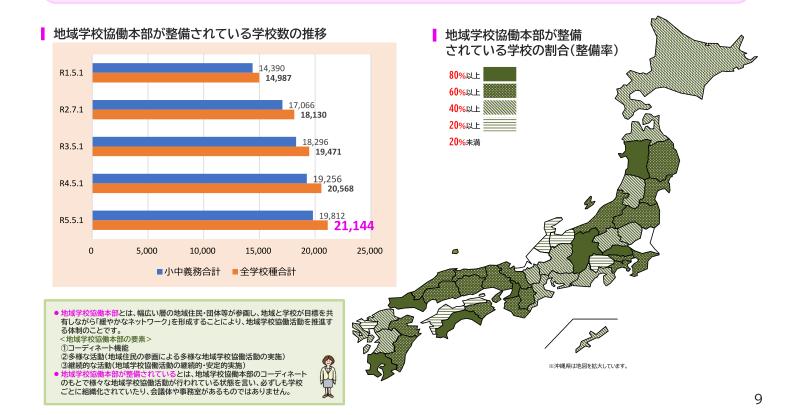
#### 都道府県別(指定都市含む)/全学校種



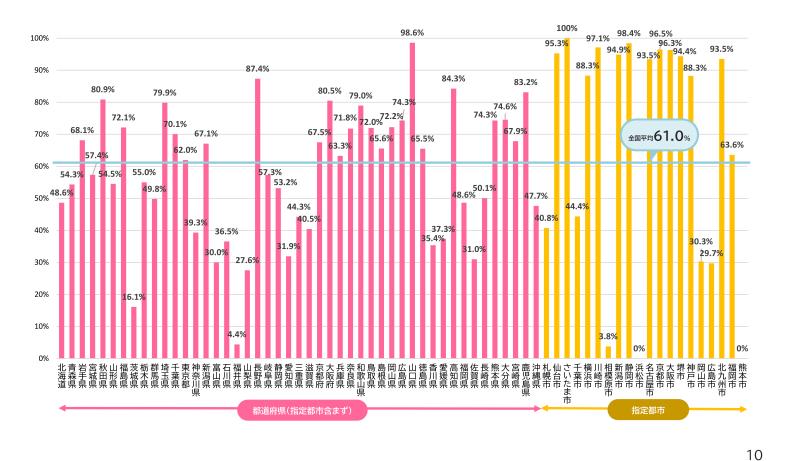
### 地域学校協働本部の整備状況 -学校数-

令和5年5月1日 時点

地域学校協働本部が整備されている公立学校数: **21,144**/34,687 校 全国の公立学校のうち、**61.0%**がカバーされている

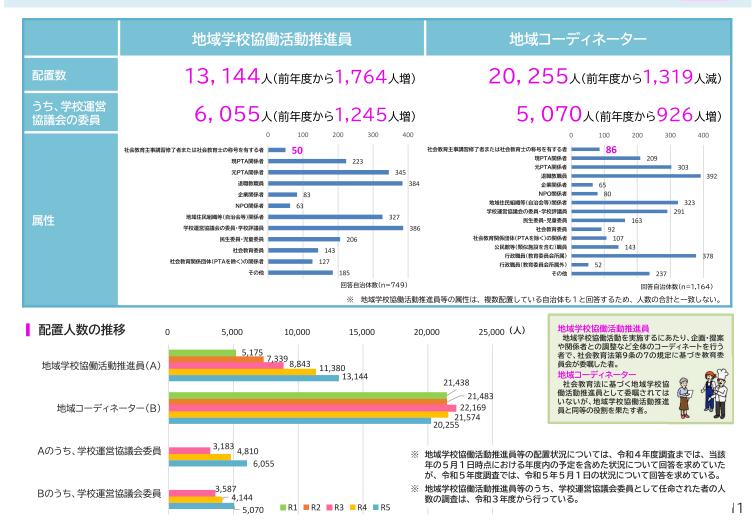


#### 都道府県・指定都市別/全学校種



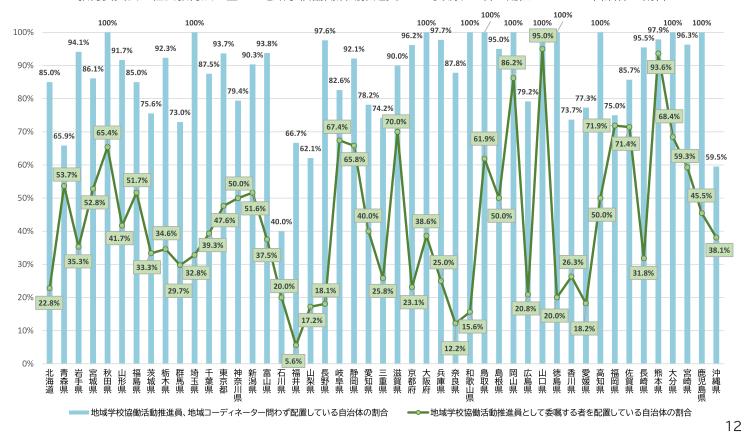
# 地域学校協働活動推進員等の内訳

令和5年5月1日 時点



### 都道府県別(指定都市含む)の配置状況

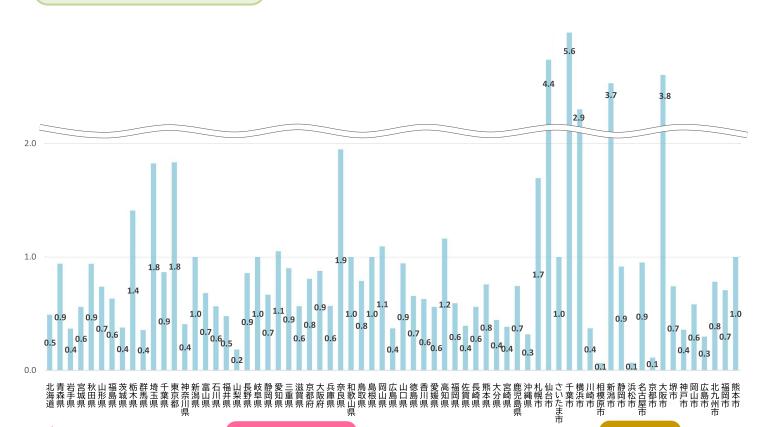
地域学校協働活動推進員や地域コーディネータ―が配置されている(1人以上いる)自治体の割合と、 このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合



# 地域学校協働活動推進員等の配置状況 1校当たり配置人数

令和5年5月1日 時点

都道府県・指定都市別の配置状況



全国の公立学校のうち、<mark>38.9%</mark>が コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を 一体的に整備している。

学校の状況	校数	割合
両方を整備	13,486校	38.9%
コミュニティ・スクールのみを整備	4,649校	13.4%
地域学校協働本部のみを整備	<b>7,658</b> 校	<b>22.1</b> %
両方とも整備されていない	8,894校	25.6%
合計	34,687校	100.0%

#### 都道府県·指定都市別/全学校種



### 『類似の仕組み』の実施状況

各年度とも 5月1日時点

 『類似の仕組み』

 の定義

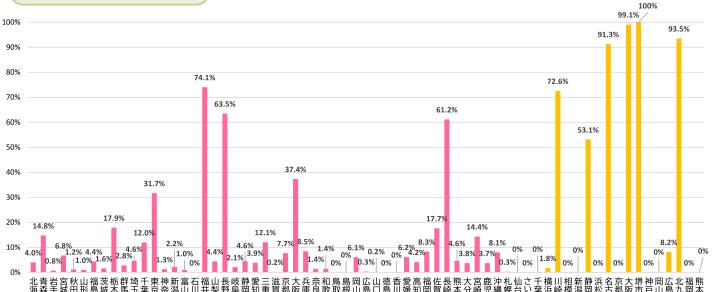
 (本調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区 単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、 地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる 会議体。
- 学校評議員(学校教育法施行規則第49条に基づくもの)や学校関係者評価 のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

学校種	令和5年度
幼 稚 園	279園
小 学 校	2,696校
中 学 校	1,333校
義務教育学校	15校
高 等 学 校	385校
中等教育学校	5校
特別支援学校	105校
合 計	4,818校

『類似の仕組み』実施校数

#### 都道府県·指定都市別/全校種



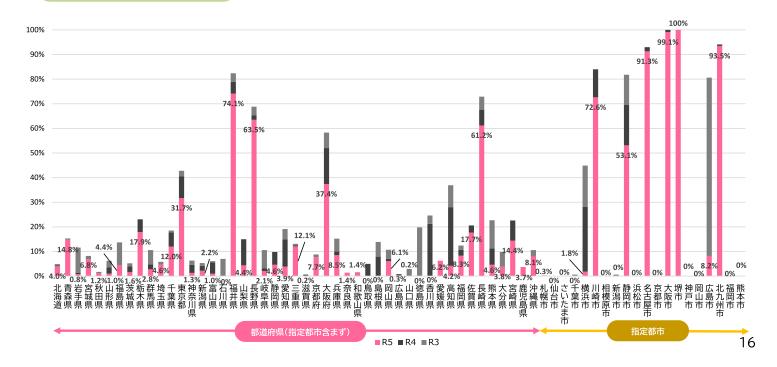
『類似の仕組み』 の定義 (本調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員(学校教育法施行規則第49条に基づくもの)や学校 関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

『類似の仕組み』実施校数						
学校種	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
幼 稚 園	431園	338園	279園			
小 学 校	3,919校	3,532校	2,696校			
中 学 校	1,869校	1,716校	1,333校			
義務教育学校	16校	16校	15校			
高 等 学 校	486校	423校	385校			
中等教育学校	7校	6校	5校			
特別支援学校	131校	121校	105校			
合 計	6,859校	6,152校	4,818校			

#### 都道府県・指定都市別/全校種

※ 令和5年5月1日時点の数値のみ、表示している。



### 【事例】CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現(茨城県牛久市)

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

#### 取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持てないことが課題だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が 得られなかった。

#### 特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議 を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
- →授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした 熟議により、教育課程の検討を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に 理解した上で、様々な<u>地域学校協働活動</u>を展開。
- → 子供の学びと地域課題の解決の両立を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、<mark>卒業生(大学生)が委員として参画</mark>。
- ➡若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化につながった。

### 牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、 子供たちの学びの実態について理解を深める。





授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等 「こついて熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒になって<u>地域の活性化に向けて取り組む内容</u>を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、<u>主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践</u>。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

#### 成果·効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や 課題を踏まえた議論が可能となり、「社会に開かれた教育課程」を実現。
- →子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、教師の授業力向上に貢献。
- →質の高い学びにつながり、<br/>
  子供たちの学力向上にも寄与。

#### 🕰 市内校長の声

- ●学校と地域の連携・協働が進むにつれて、地域の方を講師とした授業が、講義 形式から課題解決型に変容するなど、子供たちの学び方が変わっていきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、<u>地域の方が</u> 授業づくりに協力してくださることで子供たちの学びの質が高まっています。

### 【事例】CSを活用した不登校対策の取組(北海道登別市)

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができている。

#### CS導入前

不登校事案 の発生

学校 . 学

・学級担任(学年)による対応

・生徒指導部による対応 ・スクールソーシャルワーカー(SSW)への相談

・スクールカウンセラー (SC) への相談 etc



報告·相談 連携·協力

#### 教育委員会



- 指導主事、カウンセラー等の派遣
- 児童相談所への相談
- ・フリースクール等との連絡・調整 etc

協力体制を再整備

#### CS導入後

学校運営協議会を中心として、学校、教育委員会、地域住民、関係機関などが 情報を共有 不登校事案の発生

#### 不登校対策チームの設置

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任 などの教員に加え、必要に応じて、SC、 SSWも参画 学校

不登校対策チーム内で協議したことも含め 、いじめや不登校の状況を学校運営協議 会に報告

守秘義務が課されているため、生徒 個人の様子や家庭の状況を共有す ることが可能

-

具体的な支援方策や生徒指導の在り方に関する協議につながる

学校運営協議会から 教育委員会への連絡・ 報告が可能



教育委員会

学校運営協議会

地域住民や民生委員が学校運営協議会委員として参画することにより、 地域や福祉部局等との連携を強化

(委員例)

保護者、地域住民、学識経験者 民生委員 など

地域住民・関係機関

地域住民による登下校の 見守り、SSWや市長部局 職員による家庭訪問などを 必要に応じて実施

不登校の予兆あり

#### 登別市の不登校児童・生徒数の推移

#### CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校(人)	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校(人)	3 0	2 6	2 5	2 3	2 2	18	19	2 1
合計(人)	3 6	3 3	3 3	2 8	2 6	1 9	2 1	2 2

#### 成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- ・また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた

18

### コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進(岡山県浅口市)

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進

#### 方針・目標の設定

#### 取組の実践(コミュニティ・スクールと地域学校恊働活動)

#### 働き方改革への効果

#### 鴨方東小学校

#### 業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置○ 校務分掌の新体制化 など
  - 時間改善
- 時間管理のカエル 5
- 職員会議・終礼改善 ○ 勤務時間の記録 など
  - 環境改善
- 職員室の機能的なレイアウト ○ 人間関係・同僚性の構築
  - 寄島小学校

#### チームによる対応

○ チームリーダー教員を中心に 取組を企画・検討し、学校運 営協議会を活用して、評価・ 改善を推進

#### ① 業務内容の棚卸し

- ➤ コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、 共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に
- (例) <u>教職員、保護者、地域住民で熟議を 実施</u>。参加者が共通理解した上で、 業務の廃止・簡略化を検討
  - → できる改善から速やかに着手



② 教育活動の再整理・再認識

- ➤ 熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を 再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる
- (例) 見直し: <u>一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更</u> 充実: 教職員チームによる<u>地域の危険個所等のパトロールを強化</u>
- ③ 地域と連携・協働した活動の実践
- ➤ 保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働 活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に
- (例) コーディネーターの一人(主任児童委員)が、<u>不登校児童に</u>対して地域の立場からサポート
  - → 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、<mark>保護者や地域のお墨付きのような もの。より積極的な改善も可能</mark>となる。実際に、改善実践後に保護者 や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」(校長)

「困ったときに、<u>地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない」</u>
(教育

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する <b>意識が変わった</b>	88.8
<b>タイムマネジメント面で効果</b> があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が 増えた	77.5
<b>精神的にゆとり</b> ができた	72.5

(鴨方東小学校資料より作成)

#### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



(鴨方東小学校資料より作成)

### 【事例】専門高校におけるCSを活用した産学官の連携(広島県立庄原実業高校)

広島県立庄原実業高校は、学校運営協議会やコンソーシアムの仕組みを活用し、産学官が連携・協働した教育課程の実施などの 地域と産業界、専門高校が一体となった取組を進めることで、地域の未来創造に貢献できる人材を育成している

#### 取組概要

◆コミュニティ・スクールの取組をきっかけとして「庄原ひとづくりコンソーシアム」 を結成し、産学官が連携して、地域の持続的な成長を牽引する最先端の 農業人材(スマート農業等の担い手)の育成に向けた取組を進めている

#### 工夫・ポイント

- ◆ <u>学校運営協議会の委員と地域の産学官の関係者たちが対話を重ねながら活動</u>することで、**関係者全員で目標・課題の共有**が可能
- ◆ <u>産学官との協働研究の成果について生徒たちが委員に発表</u>することで、 学校運営協議会における**効果的な改善策の議論につながっている**

#### 特徴的な取組

- ◆ 学校運営協議会での協議をもとに、以下の助言や援助を実施
- ・科目「課題研究」に係る生徒への指導・助言、学習成果発表会での審査
- ・最先端の農業技術習得のための実習に係る講師選定・講師との連携
- ⇒産学官と連携・協働した最先端の農業教育(スマート農業等)を実現

#### 成果・効果

- ◆ 現在学んでいる学校・学科に進んだことを大変よかったと思っている生徒の割合 **庄原実業高校:83.7%** (回答対象高等学校の平均値43.1%)

# 産学官の連携体制 学校運営協議会での協議内容、学校や地域の目標・課題を「庄原ひとづくりコンソーシアム」と共有することで、産学官が連携・協働した教育課程を計画的・体系的に実施: 学校運営協議会にも参画 住原実業高等学校 学校運営協議会 庄原市

県立広島大学

<u>庄原ひとづくりコンソーシアム</u>

庄原商工会議所

農業技術大学校

系統的な教育カリキュラムの実施

1学年科目 「農業と環境」 地域の課題を知り、 解決策を提案 2 学年科目 「農業実践研究」 学校農場や地域の 実習先で実践

3 学年科目 「課題研究」 これまでの学習を踏 まえた研究

庄原市の小・中学校





20